

親の成年子または成熟子に対する扶養義務について

——子の高等教育費の負担をめぐって——

宮 崎 幹 朗

1 はじめに

子が高等学校を卒業して、大学等の高等教育機関に進学する場合、その教育費用の負担をどのように考えるべきかという問題がある。わが国においては、通常の場合、子の進学に関する費用について親が負担するのが自然な状況ととらえられているように思われる。しかし、高等教育費用の高額化や親自身の収入の停滞などの事情から、親による負担のみに依存することができず、子自身のアルバイト就労による収入や各種の奨学金の取得等の自助努力が求められているのが現状である。その結果、アルバイトに追われて修学に困難を来たす学生が存在することや大学卒業後の貸与奨学金の返済が大きな負担となっていることはこれまでしばしば指摘されてきた。

高等教育費用の負担をどのように考えるべきかについて、基本的には、公的負担、親の負担、子自身の負担の3つの観点のいずれに重点を置くかによって異なってくると指摘されており、それらの背景には教育観の相違が存在していると分析されている¹⁾。わが国においては、これまで、高等教育費用の負担については、親の負担を当然とする考え方が強かったといえる。しかし、大学授業料などの教育費用の高額化が進んだ現在では、次第

1) 早野俊明「大学在籍中の成年子の扶養」戸籍時報726号33頁(2015年)。早野は、社会が教育を支えるものであり、公的負担によるべきとする北欧的福祉国家主義の立場、親が子の教育について責任を持ち、教育費用を負担すべきとする東アジア的教育の家族主義の立場、子自身の負担とすべきアメリカ的個人主義の立場の3つに分けられると指摘している。

に受益者たる子自身の負担を求める傾向が強まっているように思われる。いずれにしても、子が高等教育を受けるに当たって、親の負担や子自身の負担が重い状況であることは疑いがなく、その現状において、給付奨学金制度の拡充や一定の公的負担の導入なども検討されていることは確かであり、親の負担や子自身の負担を軽減する方向でそれぞれの方策が検討されている²⁾。子の大学進学等に関する高等教育費用の負担が、親のみならず、子自身にも重くかかっているのが現状であることに異論はないであろう。

そのような状況を前提として、子の大学進学等に伴う高等教育費用の負担をどのように位置づけていくべきかについて、主として親の成年に達した子に対する扶養の問題の一つとして検討してみたい。本稿では、父母が別居・離婚した後の子の高等教育費をめぐる判例の事案を素材にして、子の監護費用の分担の範囲または親の扶養義務の存否および扶養義務の範囲に関する問題の一つを検討してみる。

2 親族扶養と子の教育費用に関する親の負担との関係

日本の民法における親族間扶養については、民法典第4編第7章に規定されている。そこには、民法877条から881条までの5つの条文が記載されているにすぎない。民法877条1項は直系血族間および兄弟姉妹間の扶養義務を定め、2項は三親等内の親族について特別な事情があるときに家庭裁判所が審判によって扶養義務を負わせることができる旨の規定を置いている。一般的な親族扶養に関する規定である。しかし、親族間の扶養の問題を考える際には、親族間の相互扶助を定めた民法730条、夫婦間の同居・協力・扶助義務を定めた民法752条、夫婦間の婚姻費用分担義務を定めた民法760条、親の未成年子に対する監護教育義務を定めた民法820条などの規定を考慮して説明されるべきであろう。民法760条によって夫婦間の扶養義務を説明することができるし、民法820条によって親の未成年子に対する扶養義務を根拠づけることもできるからである。その上で、民法877条は、さらに親子以外の直系血族、兄弟姉妹、三

2) 2017年10月の衆議院議員選挙の争点の一つとして子どもの保育・教育の問題が
あっており、高等教育費用の負担軽減もその一環として注目されていた。

親等内の親族に対する扶養義務を認めていると理解することもできる。

扶養義務の程度について、夫婦間および親の未成熟子に対する扶養義務はいわゆる生活保持義務として位置づけられ、一般的な親族扶養に関する生活扶助義務とは区別され、説明されてきた。夫婦間および親の未成熟子に対する扶養義務を生活保持義務として、通常の親族扶養に関する扶養義務とは異質のものとして位置づける見解に対しては批判もあるが³⁾、長い間、通説的立場を維持している⁴⁾。一般の親族扶養は、一定の親族関係にある者の中に生活困窮者がいる場合に、自己の生活を維持した上でなお余裕がある限りで生活に困窮している親族を援助する義務であると位置づけられている。これに対して、未成熟子に対する扶養義務は、子の生活そのものを維持する義務であり、子の生存を自己の生存と同様に維持する義務であり、自己の最低限度の生活を維持しつつ、子に自分と同程度の生活を保障する義務であると説明されている⁵⁾。

これまで、子、とりわけ未成熟子に対する扶養義務の根拠がどこにあるかについては議論があった⁶⁾。おおまかに分類すれば、親権に根拠を求める見解、親子の生活共同体に根拠を求める見解、血縁を基礎とする親子関係の本質に根拠を求める見解に分けられるが、第三の見解が通説的立場を占めている。その民法上の根拠については、それぞれの見解によって、民法820条、877条、760条、766条などがあげられているが、通説的理解では親の子に対する扶養義務は当然に生じる義務であり、法文上の根拠は要しないと説明されてきた⁷⁾。しかし、少なくとも親の未成熟子に対する扶養義務

- 3) たとえば、鈴木禄弥『「生活保持義務」と「生活扶助義務」とのあいだには、いかなる差異があるか』幾代通＝鈴木禄弥＝広中俊雄『民法の基礎知識（1）』（有斐閣、1964年）181頁以下など。
- 4) 言うまでもなく、中川善之助の指摘である。中川善之助「親族扶養義務の本質」法学新報38巻6号・7号（1928年）がその端緒であるとされている。なお、種々の批判に対して、中川善之助「扶養義務の二つの原型について」同『家族法研究の諸問題』（勁草書房、1969年）228頁以下参照
- 5) 深谷松男「親の子に対する扶養義務の性質」『家族法判例百選（第3版）』（有斐閣、1980年）150頁。
- 6) 松嶋道夫「親権者と親子関係の扶養」『現代家族法大系Ⅲ』（有斐閣、1979年）426頁以下参照。
- 7) たとえば、中川善之助『新訂親族法』（青林書院、1967年）356頁、我妻栄『親族法』（有斐閣、1961年）332頁など。東京高裁昭和39年1月28日決定（家月16巻6号137頁）も同旨。

務の根拠については、民法 877 条 1 項とする理解が現在では通説とされている⁸⁾。

以上のことを前提として考えた場合、一般的には、親の子に対する扶養については次のように説明されているものといえる。すなわち、未成年子に対する親の扶養義務については、高等学校卒業程度の 18 歳まで、あるいは成年に達する時期までを「未成熟子」ととらえて、この年齢までの親の扶養義務をいわゆる生活保持義務として位置づけている。したがって、親には子に対する扶養責任が強く課せられていることになり、子の両親が離婚した後、子を監護していない親が無職で収入がなく、多額の借金を抱えていて経済的に余力がない場合であっても、子の養育費・生活費に先んじて負債を返済することが相当と認められない限り、親自身の生活が維持されている以上、未成熟子の扶養義務を免れる余地はないという趣旨の審判もある⁹⁾。親に未成熟子に対して強い扶養義務が課せられていることが明らかである。

一般論として、成年に達した子に対する親の扶養責任については、親の扶養義務を認める見解と扶養義務の存在を否定する見解とに分かれている。後者の見解では、成年に達した後は、子は自らの資力と労力によって自立した生活をおくることが可能な状態であるとして、親の扶養義務を否定することになる。したがって、親が成年に達した子に対して学費や教育費の支援をおこなった場合には、親の子に対する生前贈与としてとらえることになり、相続時には特別受益に該当すると考えることになる¹⁰⁾。これに対して、前者の見解では、子の能力や意欲と親の資力との相対的な関係に着目して親の扶養義務を認める立場をとる。この立場の中でも、子の教育に対する親の責任をどう位置付けるかで立場は分かれている。

子に関する費用の中で、子の教育費については、一般に、高等学校までの教育に関する費用は通常の養育費に含まれるものとして扱われている。

8) 深谷松男『現代家族法 (第 4 版)』(青林書院、2001 年) 170 頁など。

9) 大阪高裁平成 6 年 4 月 19 日決定 (家月 47 卷 3 号 69 頁)、東京高裁平成 8 年 12 月 20 日決定 (家月 49 卷 7 号 72 頁) など。

10) 大村敦志『家族法 (第 3 版)』(有斐閣、2012 年) 253 頁。

ただし、中学校や高等学校については公立学校への通学が教育費算定の基礎とされており、教育費が高額となる可能性が高い私立学校の学費等については、扶養義務を負う親が同意している場合に認めるとする考え方が強いといえる¹¹⁾。これに対して、子が大学などの高等教育機関へ進学した場合の学費・教育費の負担をどのように考えることになるかが問題となる。高等学校を卒業した時点で、未成熟子ではなく、その子に対する扶養義務は生活保持義務から生活扶助義務へと転化することになると考えることもできる。その場合には、扶養義務者としての父母双方の経済的余力などのさまざまな事情のほか、扶養権利者としての子自身の自助努力も問われることになる。実際に、わが国の高等教育進学率の上昇と高等教育機関の授業料の高額化の影響もあり、子自身のアルバイト収入や奨学金の取得などの自助努力が一般化しているといえる。しかし、子自身による学費・教育費負担には限界があり、親の負担となっている部分も多いのが現状である。したがって、子が大学等へ進学した場合、その学費・教育費等に関する親の負担をどのように位置づけるべきかが問題となるケースは多い。特に、両親が離婚した後、子と生活を共にしていない非監護親の子の高等教育費用に関する負担が問題となっている。

原則として、子自身が就労するなど自身の収入を十分に得て自立した生活を維持していない限り、子が成年に達するまでは、生活保持義務として未成年子に対する親の扶養義務が存在していると考えることができる。そして、子が高等学校を卒業し、大学等に進学し、成年に到達した場合には、親の扶養義務は生活扶助義務の程度となると理解するのが一般的な考えということになる。成年に達するまでは生活保持義務として強い扶養義務が課され、子が成年に達した後は一般の親族扶養の問題として、親の子に対する生活扶助義務の範囲で処理すべきと考えるべきとする考えが強いものと思われる。たとえば、「今日の大学教育は身分相応の職業に就くための準

11) たとえば、父が子を公立学校へ進学させる意向を持っていたにもかかわらず、子が私立学校へ進学した場合の養育費について公立学校の入学費用を前提として父の負担額を定めた例として、神戸家裁平成1年11月14日審判（家月42巻3号94頁）がある。

備教育といえなくもないが、大学に入学する年齢の子は自分で働くことのできる年齢に達しているのであるから、生活保持の関係を脱しているといえることができる。したがって、大学教育の費用は基本的には、親子の契約によるとみるべきである」として、一般的には大学教育に関する費用を生活保持義務の範囲とは認めないが、「扶養法の平面で問題とする場合には、生活保持義務を超えたものと構成し、子の素養・能力に応じて父母の生活を犠牲にしない範囲で負担すると解するのが妥当であろう」という指摘もある¹²⁾。これに対して、子の教育費という面については、義務教育に限られる必要はなく、職業教育や高等教育についても認められるべきとする見解もある¹³⁾。高等教育費が高額化している現状を見ると、大学等の高等教育機関に在学しながら、子自身にアルバイト等による収入を一定の程度で期待できたとしても、自力で学費・教育費を十分に賄うことは期待できないのが実態である。仮に、奨学金の貸与等を受けたとしても、大学卒業後の返済を考慮すると、子自身に多大な負担が課せられる結果になることは再三指摘されてきたところでもある。このような状況の下で、大学卒業までの時期を「未成熟」ととらえて生活保持義務としての扶養の対象とすることを認める考えもある¹⁴⁾。しかし、そう考えると、自己の資産や収入のすべてをあげて自己と同一の生活をさせるという扶養責任を親に求めることとなり、親の負担が加重となる。子が成年に達した後も、親が自己の生活費を切り詰めて子の高等教育費用を負担すべきというのは酷であるという指摘もある¹⁵⁾。他方で、親の子の高等教育費用負担を生活扶助義務としてとらえると、子が親から受ける扶養料は低くなり、子が大学などで

12) 久貴忠彦＝右近健男＝浦本寛雄＝中川良延＝阿部徹＝泉久雄『民法講義7 親族』（有斐閣、1977年）323頁〔泉久雄〕参照。

13) 於保不二雄編『注釈民法（23）』（有斐閣、1969年）403頁〔明山和夫〕。

14) 國府剛「現代牒習考～親の子の学費負担をめぐる一考察」『現代家族法の課題と展望』（有斐閣、1982年）147頁以下。また、福岡高裁昭和47年2月10日（家月25巻2号79頁、後掲判例7）は、自ら独立して生活を維持できない子に対する親の扶養義務を生活保持義務として位置づけており、名古屋高裁昭和52年1月28日決定（判時857号87頁＝後掲判例10）は、成年に達した子であっても無資産・無収入の場合には未成熟子に含まれるとしている。

15) 中山直子『判例先例親族法一扶養』（日本加除出版、2012年）26頁。

教育を受けることを継続できなくなるおそれがある。したがって、高等教育を受けている最中の成年子に対する親の扶養責任を生活保持義務と位置付けるにしても、生活扶助義務として位置づけるにしても、その限界線上の問題となり、両者の中間的ものとしてとらえざるをえない¹⁶⁾。子が大学等で高等教育を受けている期間は子はその能力に応じた職業に就くための準備期間と考えると、成年以降も勉学が続き、行為能力ないし取引能力の有無を基準とする民法総則上の「成年」と自立して生活を営むことができる能力を前提とする扶養法上の「成年」に求められる能力とは異なることを指摘し、成年以後も大学卒業までは生活保持義務の範疇にあると解するのが相当という見解もある¹⁷⁾。これに対して、生活保持義務と生活扶助義務の中間的な扶養義務と位置付けるべきとする見解もある¹⁸⁾。

子の高等教育費用の負担に関する手続については、見解が分かれている¹⁹⁾。実際の問題を見てみると、父母が婚姻中に未成年子の教育費用を負担する場合には、通常はこれを夫婦間の婚姻費用に含めて処理しているのが普通である。民法760条の「婚姻から生ずる費用」には、夫婦と未成年子を中心として構成される婚姻家族において、その資産・収入・社会的地位に応じて通常の家生活を営むために要する費用が含まれ、この中に子の教育費用が入ると理解されている。また、父母が離婚している場合には、民法766条に規定する子の監護に関する事項として、監護費用の分担の問題として処理されるものと考えられているといえる²⁰⁾。したがって、一般的には、少なくとも子が18歳となり高等学校を卒業するまでの間は、子の監護に必要な事項として、子の教育費・学費を負担する責任が親に課せられることになり、親に未成熟子に対する生活保持義務としての扶養義務が課せられていると考えることになる。あるいは、子が成年に達するまでの

16) 前掲・中山『判例先例親族法一扶養』26頁。

17) 前掲・中山『判例先例親族法一扶養』27頁。

18) 早野俊明「子の扶養」戸籍時報705号22頁(2013年)。

19) 松嶋道夫「未成熟子の扶養(1)」久留米法学5=6号154頁以下(1990年)に詳細な分析がある。

20) 大田武男=久貴忠彦『親子の法律(新版)』(有斐閣、1980年)234頁など。

間は、子の監護に必要な事項の一つとして子の教育費・学費の負担を位置づけることができるから、親が子の教育費・学費についてどの程度負担すべきかについては、子の監護費用の負担全体の中で検討されるべきこととなっているものといえる。それに対して、子が成年に達した場合には、前述のように、子自身が就労することも可能な年齢であり、親による扶養が絶対的に必要な状態ではなく、生活保持義務が妥当する関係にはないという考え方が強いといえるように思われる。その場合には、成年子の教育に関する費用や生活費等については、子から親に対する扶養請求という形であられることになるのが大半である。この場合には、一般の親族間扶養の問題として処理されることになる²¹⁾。つまり、奨学金やアルバイト等による子自身の自助努力を前提とし、要扶養状態にあるか否かを踏まえた上で、双方の親の資産・収入などを考慮し、親の扶養可能状態を検討して、子に対する扶養の可否を判断することとなる。

3 高等教育費用負担に関する判例の分析と検討

これまで公表されている判例の中から、子が成年に達した後の高等教育費用に関する判例を取り上げてみる²²⁾。

東京高裁昭和35年9月15日決定(判例1)の事案は次のようなものである²³⁾。父Aと母Bが、二人の間の子CとDの親権者をBとして離婚した。Aは家事調停の合意に基づいて、CとDの扶養料を支払っていたが、Cが成年に達したため支払いを停止した。また、BがEと再婚し、DはEの養子となったため、扶養料の支払いの必要がなくなったとして、Dに対する扶養料の支払いも停止した。Cは高校卒業後2年間浪人した後、東京の私

21) 前掲・久貴忠彦ほか『民法講義7親族』323頁〔泉久雄〕は、「大学教育の費用は基本的には、親子の契約によるとみるべきであるが、扶養法の平面で問題とする場合には、生活保持義務を超えたものとして構成し、子の素質・能力に応じて父母の生活を犠牲にしない範囲で負担すると解するのが妥当であろう」と指摘している。

22) 判例については、早野俊明「親の子に対する学費負担をめぐる一考察」早稲田法学会誌42巻383頁(1992年)および前掲・同「大学在籍中の成年子の扶養」戸籍時報726号33頁が詳細な検討をおこなっており、参考になる。

23) 東京高裁昭和35年9月15日決定(家月13巻9号53頁)。

立大学に入学し、現在2年生となっている。CとDから、実父Aに対して扶養料の支払い請求をした事案である。原審判ではCおよびDの主張を容れて両名に対する扶養料の支払いをAに命じ、これに対してAが即時抗告したものである。抗告審裁判所は、Aの扶養能力について考察するとして、Aが主張する債務の存在等にいくつかの疑問があると指摘し、Aの収入や住居の状況等を勘案して、一か月3000円程度の扶養料を支払う能力があると判断している。そして、CおよびDの扶養の必要の程度を判断し、DについてはBとEとの婚姻およびDとEとの養子縁組以降は、Aによる扶養の必要性は消滅したとして、養子縁組までの過去の扶養料の支払いのみをAに命じた。Cについては、Bの婚姻後大いに好転したことは明らかであるが、現在のところ母方の親族からの補助を受けていることや可能な限りアルバイトをしていることを認めた上で、寮費および授業料以外の経費一か月3000円を自ら支弁する能力はないと判断して、過去の扶養料に合わせて、Cが大学を卒業するまでの間一か月1500円を支払うようAに命じた。Cの大学進学に関する費用の負担を扶養との関係でどのように判断したかという点について、以下のように述べている。すなわち、「大学教育の普及している現今において、大学進学を希望することは、才能や健康の関係上特に進学が不相当と認めるべき証拠もない本件では、身分不相応な希望ということとはできない。また、大学進学を希望する青年が、いわゆる有名大学を選択したため、一、二年いわゆる浪人をするのは珍しくないことであるから、Cが、東京外語大を受験して失敗し、そのため二年間浪人したことを以て、あながち責めることはできない。・・・子が大学に入学することの可否は、子を本位とし、その才能や福祉を中心として定めるべく、また、その場合、子の教育費を親が支払うべきか否かは、親の扶養能力の有無によって決すべきことであって、親の扶養の能否によって子の進学の可否を決すべきものではない」と指摘している。大学における教育費用の負担について、子の利益を中心として判断すべきという点を強調した上で、その教育費の負担は親の扶養能力によって判断すべきことを示したものと見える。

福島家裁会津若松支部昭和36年10月11日審判（判例2）の事案は以下

のとおりである²⁴⁾。CはB女とA男との間に出生した婚姻外の子であり、AはCを認知し、その後CはBの養子となっている。CはBのもとで教育され、高等学校卒業後短期大学に進学している。本件は、Cが大学において勉学するための経費として、下宿代、授業料、教科書代等教材費その他合計平均1万5000円を必要とするとして、Cが大学を卒業する予定の月まで月1万円の扶養料の支払いをAに求めたものである。家庭裁判所は、Cの母親であるBが現在無職であること、かなりの負債を負っていることを指摘し、それに比してAが定年退職しているが、退職金や年金の支給を受けていること、Aの妻の資産や収入があることなどからかなりの余裕があると判断して、Cの申立てどおりCが大学を卒業するまでの間、月1万円の支払いを命じるのが相当であると認められるとした。この審判では、子の母親の状況に比べて、父親の経済的状況が安定していることが強く指摘されており、扶養能力の点が重視されたものといえる。

仙台高裁昭和37年6月15日決定(判例3)は、判例2の抗告審である²⁵⁾。抗告審裁判所は、原審の内容を変更し、Aに対して17万1000円を二回に分けて支払うよう命じた。この決定においては、親権者であり養親であるBの扶養義務と親権を有さない実父であるAの扶養義務の優先順位が問題とされている。未成熟子に対する扶養義務としては、養子制度の本質から、養子に対する扶養義務はまず第一次的には養親にあり、実親の扶養義務は次順位にあるものと考えてよいとしつつ、本件の場合、Cを嫡出子とするために養子制度を借りたという程度のものにすぎず、Cに対する扶養義務について一般の養子縁組と同様に順位を考えることは不当であるとしている。したがって、AとBがともにCの実親であることからみて、同順位の扶養義務者であるとして、それぞれの資力に応じてCが自ら自活の道を立てることができるとまで扶養料を分担すべきものと解するのが相当と述べている。そして、親権者であるかどうか、子と生活を共同している

24) 福島家裁会津若松支部昭和36年10月11日審判(家月14巻11号109頁)。

25) 仙台高裁昭和37年6月15日決定(家月14巻11号103頁)。評釈として、前掲・深谷「親の子に対する扶養義務の性質」『家族法判例百選(第3版)』150頁。

かどうかによって親の扶養義務の程度が異なるとする考えを採用しないことを指摘している点にも特徴がある。そのような前提に基づいて、Cに対する扶養の必要性和程度を詳細に検討し、授業料や教科書代等の学費、交通費、生活費などを計算した上で、毎月少なくとも1万円を必要とすると判断している。さらに、Cが休暇中にBの家業の手伝いなどをしていたと考えられるとして、月1000円程度をC自身が負担していたと推認することができるということから、Cの扶養の必要の程度は月9000円と認めるのが相当であるとしている。その上で、BとAの経済状況を検討して、Bには負債がかなりあり、借金によって生活を維持してきたものと認められるのに対して、Aには安定した収入状況が見られ、妻との生活費や医療代等の経費を見込んでも、Cに対する扶養料9000円を全額負担したとしてもなお余裕があると認めるに十分であるという判断を示している。なお、本決定では、さらに、Cが成年に達したことにより、Aの扶養義務が生活扶助義務に変転したものと見えるとしながらも、成年に達する前後を通してCの扶養必要の程度やBとAの扶養能力に変化はないのであるから、Cの扶養義務の認定には何も影響はないという点を付け加えている。

熊本家裁昭和39年3月31日審判（判例4）は、妻から夫に対する婚姻費用分担請求の事案である²⁶⁾。B女とA男は夫婦であり、その間にC、D、Eの三人の子がいる。AとBの夫婦関係は、AのF女との不貞行為を原因として破綻状態にあり、別居期間は五年に及んでいる。Bは子の法定代理人としてAに対して扶養料支払いの申立をおこない、家庭裁判所での調停の結果、DとEが満18歳に達するまでの間Aは毎月それぞれに5千円を支払うことが定められていた。Dが18歳になり、AはDに対する扶養料の支払いを止めた。これに対して、Bがさらに子らの成長に伴う支出が増加し、扶養料支払いの継続および増額が必要として、再度婚姻費用の分担を求めたという事案である。Cは高等学校卒業後、東京でアルバイトをして収入を得ているが、夜間は短期大学に通っており、Bは毎月3000円を送金している。Dも高等学校卒業後、東京で就職し収入を得ているが、短期大学に

26) 熊本家裁昭和39年3月31日審判（家月16巻8号89頁）。

入学し、Bはその学資の援助をおこなっている。Aからは、Eに対する扶養料として月5000円が支払われているだけであり、三人の子に関する費用をもっぱらBが負担している状況にある。家庭裁判所は、Aの資産や収入の状況を勘案し、Aの収入がBの収入の1.7倍ないし1.8倍に相当するとし、日常の監護にあたらぬ当事者の金銭的負担を多少加味して未成年者一人についてAの負担は8000円とした。そして、前回の調停で確定していたDとEの扶養料月5000円との差額3000円についての支払い義務を認め、さらに、18歳に達しているDの学資金としてBが補助した金額のうち6万5000円をAが負担すべきとした。最終的に、家庭裁判所は、Bに対する婚姻費用の分担として、26万3000円を即時に支払い、その後毎月1万1000円ないし1万3000円を支払うようにAに命じた。この審判の中で、子の高等教育の費用の負担に関連して、次のように指摘している。すなわち、「未成熟子の高等教育を受けるための学資については、親の経済状態に照らし子に高等教育を受けさせるに足りる資力のある場合には子としてはその能力に応じた教育を受ける権利があり、当然に婚姻費用の一部として考えられる」としている。ただし、この審判においては、子が親から扶養を受けることができるのは成人に達するまでの間と考えている。また、未成年であっても、本件のDのように、既に独立した生計を営むに足りる収入を子が得ている場合には、親が学資の負担をする必要はないと指摘されている点には注意が必要である。

神戸家裁昭和41年8月10日審判(判例5)は、離婚後再婚した父親に対してされた扶養料請求の事案である²⁷⁾。A男とB女が婚姻し、子Cが生まれたが、Cが2歳になる前に離婚し、BがCの親権者となった。Cは義務教育終了後、高等学校に進学し、その後大学に進学している。Cの生活費の負担を求めて、Cの法定代理人としてBがAに対して扶養料の支払いを求める家事調停を申し立てたが、調停は不成立となり、審判に移行した事案である。Bは、Cが学生で生業を持たず、資産収入もないことから、AとBがその資力その他の状況に応じてCの生活費を支弁して扶養する必要

27) 神戸家裁昭和41年8月10日審判(家月19巻2号105頁)。

があることを主張している。B自身の収入は月2万5000円ないし3万2000円程度であること、Cの生活費が月1万5000円程度であると主張している。それに対して、Aは離婚後再婚した妻との間に子があるほか、妻の両親および心身に障害を持つ妻の兄の生活費を負担する必要があるとして、それに関する生活費を控除し、余力は月3000円程度であると主張している。そのような双方の金銭的事情を考慮して、家庭裁判所はAが月3000円を分担するべきと判断した。ただし、過去の扶養の必要性は消滅しているとした。家庭裁判所は、Aの側が高校卒業後の扶養料の支払いを否定するような意向を示しているのに対して、Cの過去の生活費の負担をしていないことを考慮すれば、Cが満20歳になるまでは月3000円程度の扶養はしてもよい旨を述べている。子の大学進学に伴う生活費負担について、少なくとも成年に達するまでは親に扶養の責任があることが示されたものといえる。

大阪家裁昭和41年12月13日審判（判例6）は、成人し医科大学に在学中の子の学費の分担が争われた事案である²⁸⁾。B女とA男が婚姻し、C、D、Eの3人の子が生まれた。その後、Aが職場の女性Fと不貞な関係を持つようになり、Bが病気で入院中にAはFと同棲するようになり、その後AとBの別居が続いている。そのような状況で、BがAに対して生活費の請求をしたところ、Aは離婚に応じたら生活費を渡すなどと言い、生活費の支払には応じないため、Bが家事調停を申し立てたが、調停は不成立となり、審判に移行した。Bと3人の子の毎月の生活費は最も控えめに算出したところ、月約5万3000円程度である。これに対して、Aは薬局や食堂などを経営し、相当に余裕のある生活をしていると推認されるが、Aが調査に協力しないため、Aの収入は明確ではないとされている。以上のような状況のもとで、家庭裁判所は、AとBとの別居の原因がもっぱらAにあること、Bが在学中の子あるいは障害を持った子の世話をしていることから収入のある稼働をおこなうことは期待できないとして、AがBに対して相当の婚姻費用を負担すべきであるとしている。子Cは医科大学に在学中であり、

28) 大阪家裁昭和41年12月13日審判（家月19巻7号73頁）。

その進学についてAも了承していることから、Aの資力に照らしてCの就学は当然認められるべきものであるとして、Bと3人の子の生活費およびCの学費はすべて相当な婚姻費用であるというべきであるという判断を示している。さらに、Bおよび子Cが、内職やアルバイトその他に積極的に収入の道を開き、自己の生活の安定と向上をはかるように望むとしながら、Aに対して月5万円の支払いを命じている。この審判では、成年に達した子の学費について、親が進学を了承していることを指摘した上で、親の資力に応じた扶養の責任があることを認めたものといえる。ただし、子自身もアルバイト等で学費や生活費を負担することも求めており、子自身の自助努力が必要とされている点に注意する必要がある。

福岡高裁昭和47年2月10日決定(判例7)の事案は、親の離婚後親権者とならなかった親に対する成年に達した子からの扶養請求が争われた事案である²⁹⁾。長男Cと長女Dの二人の子が16歳、15歳の時にA男とB女の夫婦が離婚し、その後母Bが二人の子を監護養育してきたが、その生活費や学費はBの父親E(子らの祖父)およびBの弟F(子らの叔父)からの仕送りとBの就労による収入によって担われてきた。その他に、BがEの死亡に伴う相続分として受け取った金員および離婚調停によってAが支払った金員等によって支弁されてきたとBは主張している。Cは高校卒業後、一浪したものの大学に進学している。Dは高校卒業後大学進学を目指して受験しているものの合格するには至っていない。父親であるAは医師であり、かなりの収入を得ている。裁判所は、子の両親双方の収入を勘案して扶養料の額を定めるとして、Cの大学進学費用を別にして、子が18歳に達するまでの母子三人の世帯の生活費について生活保護基準に沿って算定した額の倍額をAが負担するのが相当という判断を示している。その上で、Cの大学入学後の扶養料については、Cが大学を卒業するまでの間、Aに毎月2万4000円の割合による金員を負担せしめるのが相当としている。

29) 福岡高裁昭和47年2月10日決定(家月25巻2号79頁、判時666号60頁、判タ291号374頁)。評釈として、有地亨「子に大学教育を受けさせる親の義務」『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年)50頁。

Dについては、成年に達した後も永年浪人を繰り返してまで大学に進学しなければならぬ社会的合理的理由は肯認できないとして、成年に達すれば自らの手で自己の生活を維持できる能力を有していると認められるべきであり、成年に達した後は親に扶養の義務はないという判断が示されている。この決定の中では「現在のわが国の社会において、男子の場合、その子に大学に進学の能力がある限り、その子に大学教育を受けさせるのが、普通家庭における世間一般の通例となっているものと認められるところ、前記の如く、父である相手方は医師であって、社会的地位もあるのみならず、子に大学教育を受けさせる資力も十分にあるものと認められるのであるから、相手方は、その子Cが大学に入学した以上、同人に大学教育を受けさせることは親としての義務というべく、その資力ならびに子Cの必要の度合等に応じ、同人が大学を卒業するまでに必要な費用の一部をも負担すべき義務があるものと認めるのが相当である」と述べられている。子に対する親の扶養義務の範囲は原則として子が成年に達するまでと考えながら、大学等の高等教育の費用については社会情勢等を考慮して、子の必要性と親の資力を考慮して、大学卒業までの親の扶養義務を認めたものとなっている。しかし、女性については、成年に達するまでに大学に進学した場合はともかくとしながら、「浪人生活を繰り返してまで大学に進学しなければならぬ社会的合理的理由を肯認でき」ないとし、男性と女性との差異を前提としている。昭和40年代の社会的背景を考慮すれば、そのような判断がなされたのもやむを得ないといえるかもしれないが、現在の社会的情勢からすれば多くの人が違和感をぬぐえないと感じるであろう。

東京家裁昭和50年7月15日審判（判例8）の事案は以下のようなものである³⁰⁾。A男は前妻Fと協議離婚後、B女と婚姻届を提出し、その間に子CとDが生まれた。その後、AはBの知らない間にBとの協議離婚届を提出し、再度Fとの婚姻届出をしたが、Bと同一の住居で生活を続けていた。その後、BはEを出産し、AとBは別居するに至っている。BはEの親権者としてAに対して認知の訴えを提起した。また、DとEはそれぞれ大学

30) 東京家裁昭和50年7月15日審判（家月28巻8号62頁）。

および短期大学に在学中であり、母親であるBからの仕送りだけでは学費および生活費が不足するとして、父親であるAに対して扶養料の支払いを求めた。家庭裁判所は、Eの出生がAとBとの内縁関係中であつたことから、父性の推定を覆すに足りる特段の事情が認められないため、認知請求訴訟事件の判決をまたなくとも扶養の要否とその程度を検討するとして、DとEの扶養の必要性とAの扶養能力を検討して、DとEに対して生活費として月1万5000円、学費としてDに5万5125円、Eに10万7900円を支払うことをAに命じた。この事案では、Dはすでに成年に達しており、Eは成年に達するのが間近であり、審判では「扶養を求める子が既に成年に達したか又は成年に間近く、しかも健康な場合に、職を得て働けば収入を得られるようなときであっても、大学に在籍し特段の収入がないという理由で父に対し学費及び生活費を扶養料として求めうべきかについては当事者の社会的地位、経済的余力その他諸般の事情をすべて検討し、個々の決するほかないものと思料される」として、家裁調査官による調査の結果を参考にして、Aに経済上の余裕がないとはいえないこと、当時の社会的状況では子を大学に通わせ、20歳過ぎくらいまで生活の面倒を見ることが一般の風潮であることを指摘して、DとEの生活状況およびBの収入を考慮して、扶養料の額を算定している。一般論としては親の子に対する扶養義務を成年までと考えながら、大学等への進学に伴う費用負担については、個別的に扶養の可否を判断するという立場を示したものと見える。

広島高裁昭和50年7月17日決定(判例9)は婚姻費用分担審判に対する即時抗告事件の事案である³¹⁾。A男とB女の夫婦は別居中であり、BからAに婚姻費用の分担を求め、原審判がこれを認容したため、Aが即時抗告したものである。AとBの間には、CとDの二人の子がいるが、Cが医学部入試に失敗した頃からAが生活費等の支払をしなくなったため、Bが生活費や二人の子の学費について借金をせざるを得なかったという状況で、その総額は約900万円に達していると主張していた。抗告審裁判所は、二人の婚姻関係が一応破綻しており、円満な夫婦関係への復帰を期待し得な

31) 広島高裁昭和50年7月17日決定(家月28巻4号92頁)。

い状況にある場合でも、Aに破綻の主たる原因があり、Bに一方的な原因があるとはいえないことが明らかである以上、事実上婚姻関係が破綻していても法律上夫婦である限り相互の扶助義務はなくなることを認めた上で、扶助義務の履行請求が権利濫用に当たるような特段の事情の存在も認められないと述べて、原審判は正当であり、抗告は理由がないとして棄却している。原審判同様、Aが大学入学までの教育費を負担し、子の医学部進学を容認していたことを認めた上で、子自身に学習能力と意欲があり、Aの医師たる職業身分ならびにその資力、収入、社会的地位からすれば子に医学教育を授けることは社会的身分に相応したものと認められ、二人の子が医学部を卒業して一人前になるまでの間の学資金を婚姻費用の分担金に含めるのが相当と考えられるという判断を示している。

名古屋高裁昭和52年1月28日決定（判例10）も婚姻費用分担請求に対する即時抗告事件である³²⁾。A男とB女の夫婦について、家庭裁判所において離婚調停が進められていたが、離婚に伴う財産分与および慰謝料として100万円を支払うことなどを合意して調停離婚が成立した。その後、BがAに対して、婚姻中の婚姻費用の分担を求めたものである。原審判は「満20歳に達した者の生活は親として一切扶養の義務がないのだとしたら、社会的に多数存在するそのような自活能力のない成年子の生活は一体誰がどのように維持すべきことになるのか理解しがたいものといわざるを得ない。未成熟子とは未成年子というのと同義ではなく、より正確には夫婦たる親の支配に服しつつ婚姻共同体の中に包摂され、社会的に独立した一個の存在として自活するに足る能力を備えていない子という意味である」と述べて、長女Cの結婚費用と二女Dの大学の学費が夫婦間の婚姻費用に当たるとして、Aにその分担を命じた（津家裁昭和51年5月20日審判）。これに対して、Aが即時抗告し、離婚調停時に離婚に伴う問題は円満に解決されたものとし、金銭その他の請求は一切しない旨の調停条項が定められたとして、婚姻費用の分担請求についてもその合意のうちに含まれると主張した

32) 名古屋高裁昭和52年1月28日決定（判時857号87頁、判タ354号282頁）。評釈として、國府剛「判例批評」判時883号27頁（1978年）。

が、本決定では、婚姻費用の分担については紛争が係属中であったことを考慮して、調停においてはこれを除外していたことが認められるとして、Aの主張を排斥している。しかし、原審判がCの結婚費用やDの学費を婚姻費用に含めた点について、その余地はあるけれども、その範囲は通常考えられる範囲に限られると解すべきであるとした。Cの結婚費用の中にはステレオ、エアコン、ピアノ等が含まれており、その範囲を具体的に審理確定することが必要であり、Dの大学の学費についても具体的に審理確定することが必要であると指摘している。さらに、原審判が過去15年をさかのぼってその間の生活費についてAの分担を命じている点についても、過去の婚姻費用の分担を命ずることはできるが、その限界は一般の扶養と同じく請求があった時までとするのが相当であり、それ以前の方は婚姻費用としてさかのぼって分担を命ずることはできないと解するのが相当であるとして、原審判を取り消し、差し戻している。高等教育に関する学費等について婚姻費用となり得ることを認めたものとはいえる。

大阪高裁昭和57年5月14日決定(判例11)は夫婦の離婚後の子の養育費の支払いに関するものである³³⁾。A男とB女が離婚し、BがCとDの2人の子の親権者となった。BからAに子の監護に関する処分として養育費の分担を求める申し立てがされ、家庭裁判所はCおよびDに対する養育費に関して、Aに対してCとDがそれぞれ成人に達する月までの支払を命ずる審判を言い渡した。これに対して、Bが子の成人した後も将来子が希望する大学での学業を修めるために必要な学費等の負担を求めて抗告した。本決定は「父母が離婚している場合に未成年子の養育費について、未成年の子を養育している親権者たる母は、自らが申立人となって親権者でない父を相手方として家事審判法9条1項乙類4号の子の監護に関する処分として養育費の分担を請求しうるものというべきであるが、その子が成年に達した場合には母の親権が終了するものである以上、右の子の監護に関する処分としての養育費の分担を請求しうるのは、子が成年に達するまでの分に限られるものであることはいうまでもない」として、原審の判断を支

33) 大阪高裁昭和57年5月14日決定(家月35巻10号62頁)。

持した。母親が親権者として未成年子の監護に関する処分の一つとして養育費の分担を求めるのは、子が未成年の間に限られるのであり、決定の論旨は明確であるといえるが、子の大学への進学費用や学費等の負担をどのように位置づけるかについては触れられていない。決定の要旨からすれば、理論的には成年に達した子自身が父に対して扶養料の請求をすべきということになる。

大津家裁平成2年2月13日審判（判例12）は、父母が離婚をめぐる係争している間に子から父に対して扶養料の請求がされた事案である³⁴⁾。A男とB女は昭和42年に婚姻し、その間にC女（昭和43年生）とD女（昭和46年生）の二人の子が生まれた。その後、昭和52年にAの母親であるEが死亡したことを契機に、Aが父Fの居住する地域へ転居する話を持ち出し、Bがこれを受け入れなかったことから夫婦間の不和が生じた。BはAと同一の住居に同居しながら、寝食を共にしない生活が続き、昭和58年3月頃から別居するに至った。CとDはBと行動を共にし、Aとの交流も望まないのみならず、Aに対して嫌悪感さえ抱いている。Bらの生活はAの収入によって維持され、AはBとの別居以降生活費として月額20万円を支払っていたが、AがBやC・Dの名義で行っていた預金をBが無断で払戻しを受けていたことに気付いたことなどから、昭和57年11月から生活費を全く支給しなくなった。その後、Aから離婚請求訴訟が提起され、平成元年6月22日に離婚認容の判決が確定した。未成年のDの親権者はBとなり、Dの氏は親権者である母Bの氏に変更し、この時点で成年に達していたCも母であるBの氏に変更した。Cは昭和61年に薬科大学に入学し現在に至っている。Dは現在高校生である。Aが生活費を支払わなくなった昭和57年11月以降、BがCとDの生活費等を負担してきた。また、BがAに無断で払戻しを受けた預金約520万円は改めてB名義で別の銀行に預金している。家庭裁判所は、Cからの申立を却下し、Dに対する扶養料としてAに約168万円の支払いを命じた。次のように述べている。「いわゆる生活保持義務として、親は未成熟子の養育につき、子が親自身の生

34) 大津家裁平成2年2月13日審判（家月43巻1号123頁）。

活と同一水準の生活を保障する責任があるとされるのは、親子の関係が、親子関係が他の親族に対する関係よりも深い愛情と信頼との上に成り立つ親密な関係であることにもよるものというべきところ、上記認定の事実によれば、相手方は、申立人の父として、相手方と豊子との夫婦関係が円満であり、従ってまた相手方と申立人らとの父子関係が愛情と信頼との上に成り立つ親密な関係にあったとすれば、相手方の上記認定の収入状況からすれば、昭和57年11月以降の申立人らの扶養料についても、相手方の生活程度と同等の生活を保持するものとして、全額支出していたものと容易に推認されるところであるが、相手方と豊子とが昭和52年7月頃から不和となった挙げ句に離婚判決の確定によって離婚するに至り、この間に相手方とは別居し豊子と同居していた申立人らが、相手方との交流を望まないのみならず、相手方に対する愛情を欠き嫌悪感さえ抱くに至った状態となっていることを考慮すると、相手方に対して前認定の申立人らに要する扶養料全額を負担させるのは相当でなく、相手方が申立人らの扶養料を支払わなくなった昭和57年11月から申立人らそれぞれが未成熟の域を脱するものというべき高等学校卒業（若しくは卒業予定）の月までの扶養料について、その5割を負担させるのが相当である」とし、CとDの扶養料の負担額を算定している。CとDの高等学校卒業までの扶養料について、Aが負担すべき額としてそれぞれ約197万円、約338万円とした上で、Bが払戻しを受けたそれぞれの名義の預金（貸付信託）を当てるのが相当であるとし、結果的に、CについてはC名義の貸付信託の額がAの負担すべき扶養料の額を超えるため扶養料として負担すべき分はなくなり、DについてはD名義の貸付信託の額を差し引いて約168万円の扶養料の支払いの責任が残ることになるものと計算している。また、Aは過去の扶養料については目的が消滅し請求し得ない旨を主張しているが、これに対して家庭裁判所は扶養権利者である子が扶養を要する状態にあり、扶養義務者たる親に扶養能力がある限り、相当な範囲内で過去に遡った分についても扶養料の支払いを求め得るものとするのが相当であるという判断を示している。この審判においては、高等教育の費用負担義務の存否が争われたわけではな

いが、子への養育費負担が高等学校卒業までであることを明確にしたものである。

大阪高裁平成2年8月7日決定（判例13）は、判例12の抗告審である³⁵⁾。判例12の結論に対して子であるCとDが抗告し、Aに対してそれぞれ約1252万円、約1441万円の支払いを求め、それが認められない場合には家庭裁判所へ差し戻すことを求めた。AとBの収入には大きな差があり、二人の扶養料の負担が5対5であることは失当であること、Bが払戻しを受けた預金は二人の子の結婚費用等のために蓄えたものであり、扶養料の一部として勘案するのは失当であること、高等学校卒業までを基準にしている点について大学進学率が高まっていることを考えると大学卒業までを基準とすべきことなどを主張した。これに対して、本決定は、扶養の程度を定めるについて、まず扶養義務者である父母双方の資力を対比して検討すべきであること、Bが払戻しを受けた貸付信託はそのまま預金されており、CとDの扶養料の支払に充てられておらず、この金額を子の扶養料に充てるという明示もしくは黙示の合意があった等の特段の事情が認められない限り、当然に当該の貸付信託額を扶養料から控除することは不当であること、扶養料支払いの終期を高等学校卒業までとしたことについてCとDが生活してきた家庭の教育水準や経済的狀態に照らせば、子らが大学卒業すべき年齢時まで未成熟子の段階にあるものとして、Aに扶養料を支払うべきとするのが相当であることを指摘して、原審判を取り消し、差し戻した。大学に進学した場合には、子が生活してきた家庭の教育環境や経済狀態に照らして判断し、成年に達していたとしても子は未成熟の段階にある場合があることを認め、その子に対する親の扶養義務を認めたものである。

東京地裁平成4年2月28日判決（判例14）は、離婚の際夫婦間で財産分与等の合意がなされ、夫が子の大学卒業までの教育費全額の負担を約束した

35) 大阪高裁平成2年8月7日決定（家月43巻1号119頁）。評釈として、本沢巳代子「離婚後母親と同居中の娘に対する父親の扶養義務の範囲」民商法雑誌105巻1号115頁（1992年）、若林昌子「判例批評」『平成3年度主要民事判例解説』（判タ790号、1992年）128頁。

にもかかわらず、子の成人後養育費を減額して支払うようになったとして妻から立替金返還請求が提起された事件であり、家事事件として家庭裁判所にあらわれたものではない³⁶⁾。A男とB女の夫婦が昭和53年に協議離婚し、AがC、D、Eの3人の子の親権者となり、子が成人に達する日まで養育するとの条項が記載された「財産分与・慰謝料の支払い等の契約公正証書」が作成されている。この中で、養育費については1か月50万円と約束していたとBは主張しているが、養育費の終期についての定めはなく、BおよびAの連帯保証人は子らが大学に進学した場合はその卒業までという理解であったと述べている。Cは、高等学校卒業後、スイスの専門学校に留学し、その後カナダの大学への留学を希望したが、体調不十分であったことから留学を見合わせ、現在はアメリカの会社で勤務している。Cのスイスへの留学費用については、Aが約700万円を負担した。Dは現在私立大学生、Eは高等学校に在学中である。AがCの成人を期に養育費を16万6666円減額して支払うようになったのに対して、Bは当時の生活水準に見合う金額として養育費を月額65万円に増額するように求めた。Aは減額した養育費を支払い続けている。そこで、Bは本来Aが負担すべきだった子の養育費について総額1081万734円の支払いを求めたものである。裁判所は、Cについての養育費負担に関して、Cがスイスに留学し、現在会社に勤務している点を考慮して、スイスの専門学校での課程が修了した時点で、大学に準じる高等教育を修了したものとして、AのCに対する養育費の終期とみるのが相当と判断した。また、物価の変動に伴い、Aが養育費の増額に応じる義務があるとの主張に対しては、これを認めるものの、Bの一方的意思表示によって客観的に相当な金額の扶養料に増額されるという形成権を定めたものと認めるのは疑問が残るといわざるを得ないとして、具体的な扶養の程度、方法、金額等について合意がない場合は、家庭裁判所で各自の資力その他一切の事情を考慮して審判によって判断されるものと解されるとして、Bの増額請求には理由がないという判断を示している。そして、AにCの養育費の立替分として149万9994円の支払いを命じた。また、契約書面に、「小学・中学・高校・大学進学についての教育費全額（授業料を含む。）」と「子の養育費」

36) 東京地裁平成4年2月28日判決（判タ796号206頁）。

が別に記載されていたことから、AとBの間で3人の子の教育を十分にできるように、養育費とは別に教育費をAが負担することを意図したものと認められるとして、「教育費」には、「広く小学・中学・高校・大学進学に必要な費用、すなわち、進学のために必要な塾や家庭教師の費用、受験料、入学金、クラブ活動に必要な費用その他学校に対し支払う諸費用等を意味すると解するのが相当である」として、Bの請求を一部認め、387万7414円の支払いをAに命じた。この事案では、養育費および教育費の支払の合意がなされていた場合に、その支払いの終期を大学ないしそれと同程度的高等教育課程を修了するまでと解釈したものであり、一般的な扶養義務としての終期を示したものではないが、現在のわが国の高等教育の普及が相当に進んでいること、養育費の支払いが止められると子の在学・卒業が困難となるおそれがあること、そして養育費を負担する父に相当程度の資力があることを指摘して、本件合意における養育費の終期を判断した点に特徴がある。

横浜家裁平成12年9月27日審判（判例15）は子が成年に達した段階で学費や生活費の支払いを打ち切った父親に対して、大学に進学した子が扶養料の支払いを申立てた事案である³⁷⁾。A男とB女の夫婦は昭和54年に婚姻し、CとDの二人の子が生まれた。AとBは平成7年に二人の子の親権者をBと定める判決により離婚した。その後、Bが申立てた養育費の支払いを求めた調停において二人の子が高等学校を卒業するまでCとDの養育費としてそれぞれ月額7万円、6万6000円を支払う旨の調停が成立し、Aはそれに従って養育費の支払いを続け、Cの分については平成10年3月でその支払いを終えた。しかし、Cは平成10年4月に私立大学に進学し、入学金などの大学の費用が必要となり、BがAに対して授業料を含む学校納入金として150万円とCの生活費として月額8万3000円の分担を求めて、広島家裁尾道支部に審判を申立てた。同支部は平成11年11月30日にAに対してCの大学進学費用のうち104万円および平成10年4月1日から同年11月30日までの未払い養育費分33万6000円の一括支払いを命じ、

37) 横浜家裁平成12年9月27日審判（家月53巻5号189頁）。

同年12月1日から平成11年3月31日までの間の養育費として月4万2000円の支払いを命じる審判をなし、確定した。その後、Aはこれに従い一括払いの養育費を支払い、月々の養育費の支払いも続け、平成11年3月にその支払いを終えた。Cは平成11年4月成人に達したが、大学に通学し勉学に励んでいる。Cは奨学資金を受けておらず、勉学に忙しいためアルバイトもしていない。したがって、その後のCの学費および生活費はBが全額負担している。AはBとの離婚後、再婚し、子も生まれているが、その生活関係や経済関係などに大きな変化はない。また、Aは審判時に、C自身からの援助依頼があれば努力する旨述べていたが、Cはこれを拒絶していた。そのような状況下で、CからAに対してあらためてCが成年に達した平成11年4月から大学卒業するまで月額9万円の支払いと大学の授業料分として学期ごとに30万円の支払いを求めたものである。家庭裁判所はCからの申立を却下した。その理由は以下のとおりである。「通常扶養とは要扶養者と一定の親族的身分関係にある者が要扶養者の生活維持のためになす経済的給付であって、具体的な扶養義務の発生は、扶養権利者において要扶養状態にあり、かつ扶養義務者において扶養能力があることが必要である。そして、扶養権利者が要扶養状態にあるとは、要扶養者において、自己の収入及び資産でもってしては健康で文化的な最低限度の生活を維持できない状態にあることをいうと解される。扶養権利者が要扶養状態にあり、なおかつ、扶養義務者において、自己が社会的地位、身分などに相応する生活を営みつつも、なお経済的余力があるときに、初めて扶養義務者に具体的な義務が発生するものと解される」として、「親の子に対する扶養は、原則として未成年者である間、その子の扶養料（養育費）を負担し、病気、身体精神等の障害により自活能力がない場合などの特段の事情がない限り、扶養権利者である子に高等教育を受けさせるべき義務を負わないものということになる」としている。つまり、子に潜在的な稼働能力がなく、自活することができないような場合に、子が自立自活するべく、成人後に知識や技術の獲得を目指して大学などの専門教育を受けるなどの特段の事情がある場合には、扶養義務者である親が成人後の扶養権利者である子の

ため修学の費用を負担すべきと述べている。そして、親は成人に達した大学在学中の子に対して、学費および生活費を負担していることが世情よくあるが、これは親子の情愛などから親が自発的かつ任意にその子の高等教育費を負担しているのであって、親が子に対する法的な扶養義務を負担しているものとみるのは相当ではないものと解すると述べている。本件では、Cは稼働しておらず、その学費を含む生活費をすべて母親であるBにまかされてもらっている状態であって自活していないことは明らかであるが、健康体の成人であり、その知的能力は問題がなく、身体的にも何らの障害も認められず、潜在的稼働能力は十分であって、現在の生活状態は生命維持ないし生存に著しい困難があるものとは窺われず、Bの援助がなければ経済的に困難な事情が生じているに過ぎず、これをもって要扶養状態にあるとはいえず、学費や生活費が欠乏ないし不足するなどの経済的困難が生じた場合には、親族または友人から学費を借り受けるとか、アルバイトとか、奨学金を受けるとか、場合によっては一時休学して稼働し、修学資金を貯蓄する等の工夫をして勉学資金を獲得すべきであり、この勉学資金を親が当然に負担する義務があると考えるのは相当でないという判断を示している。さらに、AとCが離婚後面会するなどの愛情的交流をまったく持っておらず、かつCからAに対して何らの相談もなされておらず、学費等の分担の協力依頼もおこなっていない。これらのことからすると、AがCの成人後の生活費の支援を約束したものと認めることもできず、AがCの成人後の生活費を負担すべき特段の事情を認めることはできないと指摘し、Cが要扶養状態にあるものとはいえないという判断を示している。親の子に対する扶養義務のあり方について、子が未成年か成年に達しているかによって区別し、成年後の子に対する扶養は一般の親族扶養として位置づけている。そして、子が要扶養状態にあるかどうかを判断するとして、特に子自身の潜在的稼働能力を問題としている。さらに、親の子に対する支援の必要性を判断する場合に、親子の関係性についても考慮すべきとしている点に特徴があるといえる。

東京高裁平成12年12月5日決定(判例16)は判例15の抗告審である³⁸⁾。本決定は「4年制大学への進学率が相当高い割合に達しており、かつ、大学における高等教育を受けたか否かが就職の類型的な差異につながっている現状においては、子が義務教育に続き高等学校、そして引き続いて4年制の大学に進学している場合、20歳に達した後も当該大学の学業を続けるため、その生活時間を優先的に勉学に充てることは必要であり、その結果、その学費・生活費に不足を生ずることがあり得るのはやむを得ないことというべきである。このような不足が生じた場合、当該子が、卒業すべき年齢時まで、その不足する学費・生活費をどのように調達すべきかについては、その不足する額、不足するに至った経緯、受けることができる奨学金(給付金のみならず貸与金を含む)の種類、その金額等、支給(貸与)の時期、方法等、いわゆるアルバイトによる収入の有無、見込み、その金額等、奨学団体以外からのその学費の貸与を受ける可能性の有無、親の資力、親の当該子の4年制大学進学に関する意向その他の当該子の学業継続に関連する諸般の事情を考慮した上で、その調達の方法については親からの扶養の要否を論ずるべきものであって、その子が成人に達し、かつ、健康であることの一事をもって直ちに、その子が要扶養状態にないと断定することは相当でない」として、原審判の見解を否定した。そして、本件について、Cが受けることが可能な奨学金やアルバイトの可否、Cの学費・生活費の現実の不足額、母親であるBと父親であるAの資力、Aが従前の出捐を打ち切った現実的な原因など、Cの学業継続の経済的可能性を判断するための事実関係がほとんど調べられていないとして、Cが要扶養状態にあるかどうかについて必要な審理・判断をすべきとして家庭裁判所に差し戻したというものである。扶養に関する原審の判断枠組みそのものを否定したわけ

38) 東京高裁平成12年12月5日決定(家月53巻5号187頁)。評釈として、佐藤義彦「判例批評」判タ1068号113頁(2001年)、早野俊明「親の子に対する高等教育費用の負担」岩手大学人文社会科学部紀要アルテスリベラリス89号109頁(2001年)、同「判例批評」『平成13年度主要民事判例解説』(判タ1096号)94頁(2002年)、村重慶一「20歳に達した大学生が父に対し扶養料を請求できるか」戸籍時報540号49頁(2002年)、野沢紀雄「成人に達した子に対する親からの学費等の扶養の要否」民商法雑誌126巻3号414頁(2002年)。

ではないが、詳細な検討を求めたものである。

東京地裁平成14年8月21日判決（判例17）は、民事訴訟事件として扶養料の請求がなされたものであり、子から母に対して扶養料請求がなされた事案である³⁹⁾。A男とB女の夫婦の間にC（昭和56年生）が出生したが、平成5年に協議離婚し、土地およびマンションが財産分与としてBに譲渡された。その際、BはAから「一人当たりは1億3081万円÷3＝4360万円となる。ミヨの持ち分の解釈はミヨ個人の所有ではなく、養育費的預かり金でありミヨの将来の異動があれば、本人にともなって移動する」との記載がある書面を受け取った。BはマンションにCと同居し、養育監護に当たった。平成12年3月にCは高等学校を卒業したが、大学入試に失敗した。その後、AはBに対し、Cの引っ越し費用24万8793円を請求する書面を送付した。これに対して、BはAに対して、仕送り分については月8万円とするが、引っ越し費用24万8793円および管理費の立替分1万2400円、国民健康保険料のC分7425円、小遣い5万9000円を仕送り分から控除する旨の手紙を送った。そして、Bは、入学金と授業料のみを負担し、教科書代、参考書代はC自身の負担として、CからBに今後一切金銭的な要求をしないことを内容とする書面を作成し、Cに渡した。そして、BはCに対して45万8793円を支払った。その後、Cは進路変更を行い、大学進学を断念し、専門学校で漫画科へ行くことにした。BはCを相手方として、東京家庭裁判所に親子関係円満調整調停事件の申立をおこない、調停の場においてCが成年に達した後の給付は一切取りやめる旨を申し出たが、Cはこれに応じず、調停は不調に終わった。Cは専門学校の平成13年度入学選考に合格し、受験料2万円、入学金27万円、上期授業料67万9900円、下期授業料45万円を支出した。さらに、翌年度に上期授業料64万8000円、下期授業料46万8000円を支払わなければならなくなった。CはBを相手取って、基本的には月額7万円の扶養料の支払いを求め、入学料等の学費に当たる費用の支払いを求めた。さらに、土地およびマンションにつき、贈与を原因とする所有権移転登記手続きを求める訴えを提起した。これに対して、Bはマンションの明渡しを求める反訴を提起した。裁判所は、子の進

39) 東京地裁平成14年8月21日判決（判タ1108号240頁）。

学に伴う費用負担に関する父母の合意について、扶養契約が成立していたと判断した。この契約は大学進学を前提としたものとは認められないが、BがCに人並みの学生生活を送らせる限度で仕送りを行う旨を述べていることから、修業年限2年の専門学校に進学したため、その限度で仕送りの意思があったものと解釈すべきとして、専門学校卒業までを限度として扶養料の請求を認めるべきものとした。その他の双方の請求は棄却している。なお、扶養契約が家庭裁判所の専権事項か否かも争われ、本判決は「扶養の程度および方法について当事者間に協議が調わないときまたは協議ができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所がこれを定めなくてはならない」ことは認めつつ、本件の争いは当事者間に成立した一種の贈与契約の性質を有するいわゆる扶養契約に基づく扶養料請求であり、民事訴訟事項に属することは論を待たないとしている。判例14の事案と同様に民事訴訟として契約に基づく扶養料の支払い請求がなされたものである。ここでは、契約の趣旨から専門学校卒業までの学費が扶養料の対象となることを明らかにしたものと見える。一般的に親の扶養義務を問題とするものではないが、参考となる。

さいたま家裁越谷支部平成22年3月19日審判(判例18)は、子が成人後大学を卒業するまでの扶養料の支払いを父親に求めたものである⁴⁰⁾。A男とB女は昭和62年に婚姻し、C女(平成元年生)とD男(平成4年生)の二人の子をもうけた。Cの中学校受験を契機として、子どもに対する教育方針や接し方をめぐって夫婦間の対立が生じ、次第に不和となり、平成17年にBはCおよびDを連れて家を出て、別居した。その後、Bは、離婚を求める訴えを提起し、平成18年に離婚の裁判が確定しAとBは離婚した。その際、CとDの親権者は母親であるBと指定され、財産分与として即時に1835万6877円、退職金の支給を受けたときに782万438円の支払いをAに命じた上、CとDがそれぞれ20歳に達する月まで毎月各人につき11万5000円を支払うよう命じた。Aは離婚後、定められたとおりの養育費の支払いを続けてきたが、Cが成年に達したため、Cに対する養育費11万円

40) さいたま家裁越谷支部平成22年3月19日審判(家月63巻2号153頁)。

5000 円の支払いをやめた。B は財産分与等を原資にしてマンションを購入し、現在 C と D と同居して生活している。B はパート勤務で月額 11 万円程度の収入を得ているほか、A から支払われる C と D に対する養育費合計 23 万円を生活費および学費に当ててきた。C は平成 20 年に大学に進学し、平成 21 年成人に達した。C は現在大学に通いながら、奨学金月額 4 万 5000 円、アルバイトで月額 3 万円程度を得ている。D は現在高校生で奨学金月額 3 万円を受給している。C の大学の学費は年間 53 万 6000 円である。B、C、D の生活に必要な費用は 1 か月あたり 36 万円余であり、A からの養育費 11 万 5000 円の支払がなくなると、家計は月 5 万円程度の赤字となる。A は財産分与金を一部親族から借金して支払い、その後 C と D の養育費を支払ってきた。A は、平成 20 年に E と再婚し、平成 21 年に F が生まれている。A は B との離婚後、C および D とは没交渉であり、C が大学に進学したことも知らなかった。以上のように、事実認定をした上で、家庭裁判所は、下記のように述べて C からの申立を却下した。一般論として「未成年の子に対する親の扶養義務は、いわゆる生活保持義務（自分の生活を保持するのと同程度の生活を保持させる義務）であるのに対し、子が成人した後は、親族間の扶養としての生活扶助義務（自分の生活を犠牲にしない限度で、被扶養者の最低限の生活扶助を行う義務）となるといわれている。そして、通常、親が支出する子の大学教育のための費用は、本来、生活保持義務の範囲を超えているし、むしろ生計の資本の贈与としての性質を有すると考えられる。しかしながら、成年に達した子であっても、親の意向や経済的援助を前提に 4 年制大学に進学したようなケースで、学業を続けるため生活時間を優先的に勉学に充てることは必要であり、その結果、学費、生活費に不足が生じた場合、親にその全部又は一部の負担をさせることが相当であるときは、生活扶助義務として、親に対する扶養料の請求を認めることはありうる」と述べている。そして、本件について判断し、C は平成 17 年に B に連れられて A と別居して以来、全く没交渉であり、A は C が大学に進学したことも知らず、離婚判決で命じられたとおりの養育費を B に支払い続けてきたこと、B が A からの財産分与を元手にマンションを

購入し、パート収入とAの支払う養育費で学費や生活費を賄いながら生活していること、Aの年収が1500万円程度あるが、不動産は所有しておらず、再婚してその相手との間に子が生まれているほか、Dへの養育費の支払いも残っており、今後新しい家族と居住するための不動産を購入する可能性も含めてそれほど余裕がある状態ではないことを指摘し、離婚以降、AがB、C、Dと法的にも実際にも完全に分かれて生活してきており、CがAの意向や経済的支援の約束のもとに大学に進学したということはないとしている。さらにBにはCを大学に進学させるために必要な資力は有しているものと評価できるとし、Bがマンションを購入したことはCの責任ではないにしても、そのために生じる生活費や学費の不足を、全く別家計のAに転嫁することは相当でないという判断を示し、「相手方が、離婚判決で命じられたとおり成人に達するまで月額11万5000円の養育費を支払い続けてきたことにより、相手方の申立人に対する生活保持義務としての扶養義務はすでに果たされている。申立人が大学における学業を継続することが経済的に困難となってきたとしても、その対応は、母Bおよび成人に達した申立人においてなすべきであって、新しい家族とともに再出発を始めている相手方に、生活扶助義務としての扶養料の支払いを命じることは相当でない」として、Cからの扶養の申立を却下した。成人までの子に対する親の扶養の責任は生活保持義務であるとしながら、成人後の子に対する扶養の責任は生活扶助義務にとどまり、扶養を求める子の生活状況と求められる親の生活状況とを考慮して判断されるべきことを明らかにしたものと見える。

東京高裁平成22年7月30日決定(判例19)は判例18の抗告審である⁴¹⁾。成年に達し大学に通学している子からの扶養料の請求を棄却した原審判に対して、子が抗告した。これに対して、抗告審は原審判を取り消し、

41) 東京高裁平成22年7月30日決定(家月63巻2号145頁)。評釈として、羽生香織「成年子の親に対する大学在籍中の扶養料請求」『新・判例解説 Watch10』(法学セミナー増刊、日本評論社、2012年)87頁、冷水登紀代「成年に達した子の大学教育の費用と扶養義務の範囲」民商法雑誌144巻6号828頁(2011年)、早野俊明「判例批評」白鷗法学21巻2号295頁(2015年)。

大学を卒業する月までの扶養料の請求を認容したものである。抗告審裁判所の決定は、まず「一般に、成年に達した子は、その心身の状況に格別の問題がない限り、自助を旨として自活すべきものであり、また、成年に達した子に対する親の扶養義務は、生活扶助義務にとどまるものであって、生活扶助義務としてはもとより生活保持義務としても、親が成年に達した子が受ける大学教育のための費用を負担すべきであるとはいいたい」と述べている。しかし、「もともと、現在、男女を問わず、4年制大学への進学率が相当に高まっており（審問の全趣旨。加えて、大学における高等教育を受けたかどうかが就職先の選択や就職率、賃金の額等に差異をもたらす現実が存することも否定しがたい。）、こうした現状の下においては、子が4年制大学に進学した上、勉学を優先し、その反面として学費や生活費が不足することを余儀なくされる場合に、学費や生活費の不足をどのように解消・軽減すべきかに関して、親子間で扶養義務の分担の割合、すなわち、扶養の程度又は方法を協議するに当たっては、上記のような不足が生じた経緯、不足する額、奨学金の種類、額及び受領方法、子のアルバイトによる収入の有無及び金額、子が大学教育を受けるについての子自身の意向及び親の意向、親の資力、さらに、本件のように親が離婚していた場合には親自身の再婚の有無、その家族の状況その他諸般の事情を考慮するべきであるが、なお協議が調わないとき又は上記親子間で協議することができないときには、子の需要、親の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所がこれを定めることとなる」と述べた上で、本件の事案について、Cの生活の現状とCの自助努力を考慮して、Cには一層の自助努力が求められるとしても「なお要扶養状態にあることは否定しがたいというべきである」と判断し、Aの資力と本件記録および審問の全趣旨から、Aに扶養の意向があるとともに、扶養能力があると判断している。そして、Cの年間学費関係費用を約65万円とし、Cの奨学金等を考慮して、不足額が月額5万7179円と計算して、Aに対して15万円の支払いと大学卒業する平成24年3月まで月額3万円の支払いを命じた。原審判と同様に、子が成年に達した後の学費等の高等教育費用について親が当然に支払うべきものとはいえ

ないことを認めつつも、現在の日本における高等教育の現状等を考慮すべきことを明確にしている点には注目すべきであろう。最終的には、子の要扶養状態と親の扶養能力を諸般の事情を考慮して判断し、扶養の可否を判断するという枠組みを示しているものといえる。

和歌山家裁平成27年1月23日審判(判例20)は、離婚後母親が大学生となった娘と障害がある娘の養育費の支払いを父親に求めたものである⁴²⁾。AとBは平成7年に婚姻し、C女(平成7年生)とD女(平成9年生)の二人の子をもうけたが、平成24年CとDの親権者をBと定めて協議離婚した。Cは私立大学1年生となり、Dは盲学校に通学している。Bはアルバイト等によって年収192万3187円を得て、CとDと生活を共にしている。Aは会社の運転手として働き、年収334万1213円を得ている。Bは二人の子の養育費としてそれぞれにつき月額5万円の支払いを主張しているが、これに対してAは養育費として一人につき月額2万円を主張している。Cの大学進学について、BはAが国公立か私立かを問わず学費の負担を同意していたと主張し、これに対してAは国公立大学のみについて聞いていたと主張しており、双方の主張にはずれがある。家庭裁判所は、標準算定方式に基づいて作成された養育費の算定表⁴³⁾に準拠して、Aの支払うべき養育費を1人につき月額2万1000円と計算している。そして、CとDの学費について判断している。Cの進学先が国公立大学のみか、私立も含めてかについてAとBとの間に理解の相違があるものの、AがCの大学進学自体を認めていたことは争いがないとして、Cの大学の学費は国公立大学の学費と比較しても大きな差はないとして、Cの学費を年間85万円と認め、これに通学費用年間13万円を加えて、Cの学費として年間98万円が必要としている。これをAとBの収入によって按分して、Aが負担すべき額は1か月当たり5万1000円となる。Dの学費については、補助制度による返金等や公立学校に進学する費用は養育費の標準的算定表の考え方ではあらか

42) 和歌山家裁平成27年1月23日審判(判時2294号62頁、判タ1424号128頁、家庭の法と裁判6号73頁)。

43) 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して～養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案～」判例タイムズ1111号285頁以下(2003年)参照。

じめ加味されていることを指摘し、考慮しないとしている。以上から、Aは、Cの学費等として養育費2万1000円に5万1000円を加えて7万2000円を負担すべきとなり、Dの養育費として月額2万1000円を支払うべきとなる。養育費の支払いの始期と終期について、養育費請求の調停の申立の時を始期とし、大学に進学しているCについては満22歳に達する月までとし、Dについては満20歳に達する月までとする判断が示されている。大学に進学した子について、成年に達した後の親の扶養義務の性質がどのようなものかについて判断を示すことなく、親が進学自体について同意していたことを主たる根拠にして、子の学費の負担を認めているものといえる。

大阪高裁平成27年4月22日決定（判例21）は判例20の抗告審である⁴⁴⁾。原審判によって養育費および学費の支払を命じられた父親Aが抗告し、Cの大学進学について具体的な合意といえるものはなかったこと、大学進学への同意は父親の負担を伴わない前提での承諾であったこと、養育費を月額2万円でBと合意していたこと、大学進学の前夜を通して養育費の増額請求はなかったこと、大学進学費用を養育費とは別に請求していないことなどを主張した。控訴審裁判所はこれらのAの主張を排斥したものの、Cに対する養育費を月額3万円に変更した。Cの学費の負担については、仮にAとBが離婚していなかったとしても双方の収入に照らして、Cの学費の全額を賄うのは困難であり、C自身が奨学金やアルバイトによって学費等の一部を負担せざるを得なかったであろうことが推認されることからすれば、学費の一部をAが負担すべきであるとしても、その負担割合は3分の1が相当であるとして、年間11万0652円となり、1か月当たり9000円となるとして、原審判を変更したものである。この決定では、子の大学進学への具体的承諾はなくても、双方の親の収入の状況等を考慮して、親に扶養義務を負担させることが相当である事情が存在することを明らかにしたといえる。また、親の収入等によって全額の負担が困難な場合に、親

44) 大阪高裁平成27年4月22日決定（判時2294号60頁、判タ1424号126頁、家庭の法と裁判6号70頁）。評釈として、水野貴浩「判例評釈」月報司法書士535号56頁（2016年）、三宅篤子「養育費の算定方法」民商法雑誌153巻1号184頁（2016年）。

の扶養義務の存在と同時に、進学する子自身の自助努力が求められることを明確に指摘した点に特徴がある。

父母が離婚には至っておらず、別居中の夫婦間で、妻から夫に対して、大学生の子の学費等を含めて婚姻費用の分担を求めた事案が最近2件ある。東京家裁平成27年6月26日審判(判例22)⁴⁵⁾と東京家裁平成27年8月13日審判(判例23)⁴⁶⁾である。判例22の事案は次のようなものである。AとBが平成4年に婚姻し、C(平成6年生)とD(平成9年生)の2人の子をもうけた。AはBの叔父の会社に勤務していたが、平成22年3月に退職して、別の会社に移ったものの、すぐに退職し、その後7か月間無職となり、失業保険を受給していた。平成22年7月頃、Aが就職先を探すためAの実家に戻り、それ以来AとBは別居している。その後、AはAの叔父の会社に就職し、Bに月額10万円程度を送金するようになったが、送金がない月があるようになり、Bから連絡しても返事がないこともあった後、平成25年にAはBに対して婚姻費用として83万円を支払った。その後、AはBに対して、Cの留学費用などのためのAの母親に対する借金が約494万円になっていることを通知し、返済についての話し合いの機会を求める旨の内容証明郵便を送付した。Bは、Cの大学進学に伴う学費として80万円を借り入れ、さらにDの留学費用として114万円を借り入れ、さらにCとDの奨学金としてそれぞれ238万円と235万円を借りている。Aの給与収入は、平成21年分で約511万円、平成26年分が300万円となっている。Bの収入は、平成26年分で約404万円である。Cは私立大学の3年生となり、学費は年間約88万円であり、その他に通学定期代として7万5000円がかかっている。生活費等についてはCの奨学金を充て、交際費や娯楽費についてはC自身のアルバイト代を充てている。Dは私立大学の1年生であり、学費は入学金を含めて年間約145万円、2年次以降は約118万円であり、通学定期代が4万6000円である。平成26年6月、BがAに

45) 東京家裁平成27年6月26日審判(判時2274号100頁)。

46) 東京家裁平成27年8月13日審判(判時2315号96頁、判タ1431号248頁、家庭の法と裁判8号91頁)。

対して婚姻費用の分担を求める調停を申し立てたが、不成立となり、審判に移行した。Aは平成26年6月以降、Bに対して婚姻費用の支払はしていないが、同年11月にCの学費44万7000円を支払っている。家庭裁判所は、婚姻費用分担額は、当事者が稼働し、現に給与所得を得ている場合には、特段の事情がない限り、「総収入に対応して税法等で理論的に導かれた公租公課の標準的な割合並びに統計資料に基づいて推計された職業費及び特別経費の標準的割合から基礎収入を推定してその合計額を世帯収入とみなし、これを生活費の指数で按分して作成した」東京・大阪養育費等研究会による標準算定方式によって養育費を計算するのが相当であるとしている。Cは20歳を超えているものの、大学生であり、算定表の利用に当たっては、15歳以上の未成熟子として考慮するのが相当であるとし、2人の子がいてその年齢が15～19歳に当たる算定表を用いている。したがって、権利者であるBの収入を404万円、義務者であるAの収入を300万円として算定し、Aの負担すべき婚姻費用は月額2～4万円となるとしている。そして、算定表では公立中学校および公立高等学校に関する学校教育費は考慮されているものの、それ以外は考慮されていないとして、CとDが大学に進学していることから、算定表で考慮されている学校教育費を超える部分については、それぞれの収入で按分すべきであるとしている。その際、Cのアルバイト収入や奨学金などを考慮して、Cについてはその学費について加算することは相当でないと判断し、その他の事情を考慮して、Aが負担すべき額は平成26年6月から平成27年5月までの婚姻費用分担額として84万円となり、AがCの学費として支払った44万7000円を控除し、Aに39万3000円の支払いを即時に命じ、平成27年6月からAとBの別居状態の解消または離婚に至るまで、毎月7万円の支払いを命じている。

判例23の事案も別居中の妻から夫に対して婚姻費用の分担を求めたものである。AとBは平成5年に婚姻し、C（平成5年生）、D（平成7年生）、E（平成12年生）の3人の子をもうけ、AとBが共有する自宅で生活してきた。Aは、平成25年に家を出て、別居した。Aは平成26年の給与収入として約364万円を受け取っている。Cは私立大学に入学し、現在4年生

であり、学校納付金は2年次に92万7500円、3年次に94万7500円、4年次に96万7500円となっている。Dは平成26年に2年制の専門学校に入学し、現在2年生であり、学校納付金は初年度に159万6000円、2年次に144万7000円である。AはCとDの進学について承諾していたが、これはCとDが奨学金の貸与を受けることを前提としていたものであったと主張している。実際に、Cは平成24年から平成25年まで毎月5万円、その後は毎月12万円の奨学金の貸与を受けており、Dは毎月12万円の奨学金の貸与を受けている。Eは現在中学校3年生である。AはBから婚姻費用の分担を求められてから、適宜支払いをしており、その合計額は94万8000円になっている。家庭裁判所は、婚姻費用の具体的な分担額について、東京・大阪養育費等研究会提案の算定方式に基づく算定表を参考にして、未払婚姻費用として58万2000円を一括で支払うことを命じるとともに、その後の婚姻費用として月額9万円の支払いを命じた。そして、CとDの高等教育にかかる学費を算定表の幅を超えて考慮するかどうかについて、CとDの奨学金で大半の費用をまかなうことができることを認めつつ、Aが家賃を支払いながら、自宅の住宅ローンの返済を負担していること、CとDがアルバイトをすることができない状況といえるだけの的確な資料がないことなどを指摘し、CとDの学費を算定表の幅を超えて考慮するのが相当とまではいえないという判断を示している。大学等に進学した子については、一般論として親の扶養義務を肯定しながらも、子自身に奨学金の取得やアルバイトなどによる自助努力を求めていることが明確に示されている。判例22と23では、いずれも子の養育費の算定に当たって、東京・大阪養育費等研究会が作成した算定表を用いながら、高等学校卒業後の子の学費・教育費について、通常考慮すべき費用を超えた部分として特別に加算を考慮すべき事情に当たるか否かについて判断している。基本的には、子の親双方の収入等の状況を考慮した扶養可能状態とともに、奨学金の取得やアルバイト等による子自身の自助努力も考慮した上で、養育費の算定をおこなっている。これらの審判では、子の高等教育に関する教育費・学費については、親の生活保持義務を超えるものとして把握していることがうかが

える。

以上のような子の大学進学等に関する高等教育費用の負担に関する判例を検討してみると、以下のような点を指摘することができる。まず、子の大学の学費等の費用の請求について、多くは子自身から父への扶養請求事件としてあらわれている。これに対して、判例 4、6、9、10 は、夫婦の離婚後における婚姻費用の分担請求事件として子の母（前妻）から父（前夫）への請求としてあらわれている。判例 22 および 23 は、別居中の夫婦間の婚姻費用分担請求事件としてあらわれている。また、判例 11、20、21 は、離婚後の子の監護に関する処分の一つとしての子の養育費請求事件として、子の母から父に対する請求としてあらわれている。判例の共通点として、父母の離婚後の子の監護費用・養育費については、子が高等学校を卒業する月までまたは成年に達する月までの支払いが約束されていたか、審判によって命じられていたことがうかがえる場合が多い。また、判例 14 および 17 は、子の大学進学を含んだ費用負担について父母間で合意が成立していたもので、いわゆる扶養契約の履行が問題となった事案であり、他の判例とは異なる部分があるが、大学卒業に当たる高等教育機関の終了までの費用についての親の負担を一般的に認めていると理解できる考え方が示されている。

判例の結論を見ると、扶養請求、婚姻費用の分担請求、養育費の請求が認容されたものが大半であるが、請求を却下したものは判例 11、12、15、18 の 4 件である。判例 12 と 15 については抗告審である判例 13 および 16 において原審判が取消され、差戻しされている。また、判例 18 は抗告審である判例 19 において変更され、請求認容されている。したがって、ほとんどの事案において、子の高等教育費の負担を求める申し立てが認容されている傾向が示されていることになる。請求が肯定された判例の中では、多くは子が大学卒業するまでの費用請求を肯定しているが、子が成年に達するまでの費用請求を認めたものもある。請求が否定された判例を見ると、次のような場合である。子の監護に関する処分として離婚後に妻から夫に対して養育費の請求がされた判例 11 は子の養育費負担義務を子の成年到達

までとする判断を示し、成年に達した子の教育に関する費用の請求を却下している。判例14も同様に成年に達した子に対しては、特段の事情のない限り親は扶養料を負担しないとする判断を示している。これに対して、判例12では、子からの扶養請求に対して、生活保持義務としての親の扶養義務は子が高等学校を卒業するまでとしている。なお、判例18では、大学教育などの高等教育に関する費用については生活保持義務の範囲を超えているとして、生活扶助義務として処理すべき問題と位置付けている。

扶養請求ないし養育費の請求を認容した審判においても、相手方である子の父に対する扶養義務のとらえ方には違いがあることがうかがえる。親の扶養義務の範囲については、大別すると、成年に達する月までとする審判と大学卒業の月までとする審判とに分けられる。前者に当たるものとして、判例4、5、11、14があげられる。後者に当たるものとして、判例1、2、8、9、19、20、21があげられる。判例3の事案は、子が短期大学に進学した場合で、短期大学を卒業する月までの扶養料の支払いを認めたものである。また、判例9は、大学を卒業し、一人立ちするまでの間の養育費の支払いを婚姻費用として認めたものとなっている。判例12は、子が高等学校卒業する月までについて父の扶養義務が存することを認めたもので、未成熟子に対する親の扶養義務が生活保持義務に当たるとして認めながら、子は高等学校卒業によって未成熟の域を脱すると指摘したものである。判例7では、男子と女子とを区別し、男子については大学卒業までの扶養料請求を認めるとしつつ、女子については成年到達までの扶養料を認め、女子が浪人してまで大学に進学することを許容する社会的雰囲気はない旨を指摘しており、現在の時点で考えると、問題のある判断であるといえる。

扶養請求の事件に関して、成年に達した子の高等教育費用について親の負担を認める傾向が強いことを前述のとおりであるが、その根拠としては、生活保持義務とするものもあるが、多くの判例では未成年ないし未成熟の子については生活保持義務と位置付け、高等学校卒業後ないし成年に達した後は生活扶助義務にとどまると理解する傾向を示している。判例1および7では、独立して生活を維持できない子に対しては、親は生活の保持をす

べき義務を有すると指摘している。また、判例 10 は、無資産・無収入の成年子も未成熟子に含まれるとして、大学在学中の成年に達した子を未成熟子と位置付けることによって親の扶養責任を肯定している。ほぼ同様の趣旨で、判例 13 では、生活保持義務としての扶養義務は未成熟子に対して認められるものであるとした上で、家庭の経済的水準や教育的水準に照らして大学卒業すべき年齢までは未成熟の段階と認められる場合があることを認めている。これに対して、成年到達以降の親の扶養義務は生活扶助義務とするもの（判例 3）、未成熟の域を脱するというべき高等学校卒業までは生活保持義務とするもの（したがって、高等学校卒業後は生活扶助義務、判例 12）、成年に達した子は自助を旨として自活すべきとする原則を指摘し、親の成年子に対する扶養義務は生活扶助義務にとどまるとするもの（判例 19）、大学教育の費用は生活保持義務の範囲を超えているとして、親からの生計の資本としての贈与に当たるものとし、生活扶助義務にとどまるとするもの（判例 18）などがあり、少なくとも成年到達以降は、親の扶養義務の程度は生活保持義務から生活扶助義務へと変化し、生活扶助義務の範囲の中で、子自身の自助努力、子と同居している側の親の資産・収入、扶養を求められている側の親の生活の状況および資産・収入などを総合的に考慮して、子の要扶養状態および扶養を求められている親の扶養可能状態を照らし合わせて、扶養請求の可否を判断するとしている判例が多いといえる。たとえば、判例 5 では、子自身が学生であり、収入も資産もないから、両親が資力その他の状況に応じて生活費を支出する必要があるという判断を示している。また、判例 21 では、大学教育費用の負担は、父、母、子自身が相応に負担すべきとして、子自身の自助努力を強く求めていることがうかがえる。

4 成年子に対する扶養の必要性の検討

(1) 検討すべき課題

上記のように、成年子の大学進学等に伴う学費・教育費に対する親の負担をめぐる判例をみてきた。判例の傾向等を分析・検討した結果として、いくつかの課題について考える必要があるものと思われる。すでに指摘したよ

うに、多くの判例において、成年到達ないし大学卒業までの子の学費・教育費について親の負担を認容する傾向を示している。しかし、扶養料ないし養育費等の請求を認めた判例においても、その根拠は必ずしも一致していない状況にある。成年に達しても、まだ自立生活を送っていない段階の就学中の子を未成熟子と同視する立場を示し、親の扶養義務を生活保持義務としてとらえるべきとする判例もあるが、生活扶助義務的レベルとして位置づけていると理解できる判例も多い。この点に関連して、「未成熟子」をどうとらえるべきかという問題についても検討する必要がある。また、大学等の高等教育機関で就学中の子の「要扶養性」をどのような枠組みで判断するかという問題がある。結果的に見れば、これまでの親族間扶養に関する要扶養性判断と扶養可能判断の枠組みと大きく異なるものではないように思われる。しかし、大学等に在学中の子に対する扶養の必要性の判断と扶養料の算定に当たって、どのような事情が考慮されているかについては、多くの判例は以下のような点を考慮すべき点としてあげていることに着目すべきである。まず、親の側について、父母双方の資力・収入・職業・社会的立場、父母の子の進学への理解・承諾の有無などがあげられている。そして、子に関しては、子自身の大学等への進学の意欲・能力、子自身の就労可能性、子自身のアルバイトや奨学金等の収入額、子の学費・教育費・交通費等の就学に関する費用の額などが考慮されている。さらに、扶養を求める子と求められている親との間の交流の状況が考慮されているものもある。これらの点について、以下で検討する。

(2) 未成熟子概念について

未成熟子という概念自体についてはその定義は必ずしも明らかではないが、とりあえず親から自立して生活する能力に欠ける子と説明される⁴⁷⁾。経済的に自立していない子を意味しているとして、未成年でも経済的に自立し未成熟ではない場合もあり、成年に達していても未成熟子と認められる場合もあるとする指摘もある⁴⁸⁾。したがって、未成年子とは異なる概念であり、年齢によって一律に判断されるものではなく、画一的に年齢によ

47) 『法律学小辞典(第4版)』(有斐閣、2004年)1139頁。なお、前掲・中川善之助「親族的扶養義務の本質(一)」法学新報38巻6号5頁。

48) 島津一郎=阿部徹編『新版注釈民法(22)』(有斐閣、2008年)152頁〔梶村太市〕。

って区別する合理的根拠も存在しないとされている。扶養法の目的からすれば、親には、子の心身の発達が一応頂点に達し、子自身が独立して一定の社会生活を営む能力を身に着けるまで一定の経済的給付などの支援を保障すべきことが社会的に要請されているといえる。また、子の能力自体の取得・具備については、社会的条件とも関わりがあり、さらに個々の子の個人的要素とも深く関わっているため、個別具体的に判断していくほかない⁴⁹⁾。したがって、未成熟子概念は相対的なものであり、一般化して説明できるものではないという理解が普遍的といえる。しかし、一応の目安として、今日の進学率等を考慮して、高等学校卒業までと理解されているものと思われる⁵⁰⁾。

伝統的な扶養義務二分説でいえば、未成熟子に対する扶養義務は生活保持義務となり、未成熟の域を脱した子に対する扶養義務は生活扶助義務と位置付けることになる。しかし、前述のように、多くの判例では、未成年を未成熟ととらえていると思われるものもあるが、大学卒業までを未成熟と理解している判例もあり、位置づけが一致しているとはいえない。未成熟概念が、多様な子の個々の事情を包括的に考慮できるというメリットを有している反面、親の未成熟子に対する生活保持義務としての扶養義務の終期が不明確になるという問題がある。一つの考えとして、親権の終了と連動させて生活保持義務としての扶養義務の終期を成年到達とする主張があるが⁵¹⁾、社会的自立という側面に着目すれば大学卒業までと考えることも不合理とはいえないだろう。

以上のような点を考慮すれば、子が未成熟かどうかという判断枠組みのみで、大学の学費等の高等教育費用の負担の可否や範囲を明確に確定することは困難であると言わざるをえないものと思われる。

(3) 高等教育を受ける子の要扶養性について

前述のように、判例の傾向からすれば、子が大学等に進学した場合、成年に達するまでの学費や教育費の負担については親の生活保持義務の範囲

49) 伊藤利夫「未成熟子の扶養」日本法学 24 卷 2 号 29 頁以下 (1958 年) 参照。

50) 前掲・早野「親の子に対する学費負担をめぐる一考察」早稲田法学会誌 42 卷 408 頁。

51) 野沢紀雅「親権法・未成年後見法・扶養法 (3) 扶養」家族<社会と法> 33 号 88 頁 (2017 年)。

内にあるものと考えているものが多い。そして、成年に達した後は、生活扶助義務として位置づけているものと思われる。しかし、中には大学卒業までを未成熟と見て、学費等に関する親の負担を認めているものもある。したがって、判例の中では、どの時点で子が未成熟を脱すると判断するかについての違いが見られるものの、大学卒業までの学費・教育費の請求を容認した判例が大半であり、ここでは、伝統的な扶養義務二分説にしたがって、高等教育費用の負担を生活保持義務の範囲の問題として処理している傾向がうかがえる。これに対して、前述のように、成年到達までを生活保持義務の範囲として認めるものもある。したがって、これらの判例を見てみると、子に対して親が生活保持義務を負うべき段階が問題となっている。考え方とすれば、高等学校卒業まで、成年到達まで、大学卒業まで、という三つの段階が想定できることになり、それぞれに対応する判断を示している判例がある。いずれにしても、大学卒業までの学費・教育費負担を親の生活保持義務の範囲に属すると位置づけない限り、いずれかの段階で、子は未成熟から脱し、学費・教育費について、自助努力を前提としながら、両親の資力・収入などの経済的状況を考慮して、一般の生活扶助義務としての扶養義務負担を親に求めるべきことになるものと理解されているように思われる。また、子の高等教育費用を生活保持義務の範囲と位置づけている判例でも、子自身のアルバイト収入や奨学金の取得の有無などを考慮して親の扶養料を算定しようとしているものもあり、高等学校卒業後の子自身の就労能力を考慮して、親の扶養の程度を軽減しようとしている傾向がうかがえる。このような点からすれば、子の高等教育費用に関する親の扶養責任が一概に本来的な意味での未成熟子に対する生活保持義務に当たると考えていると位置づけることはできず、高等学校卒業までの子に対する扶養義務のあり方と比べると差異を設けているものと理解すべきと思われる。

確かに、高等学校卒業後就職する子もいる中では、大学に在学中の子であっても、自立可能な年齢であり、一般的には就労可能性があると判断される。そのため、アルバイト収入等を得ることは十分に可能な状態といえ

るが、勉学を中心とする生活を考慮すれば、自助努力を強く求めることには問題があり、現在の社会情勢や教育費の状況からすれば、客観的に見て大学生に経済的な自立を期待することは不可能である。その点を強調すれば、大学生は常に要扶養状態にあるともいえる。親に子に教育を受けさせる義務を課していることに着目して、親の扶養責任を説明しようとする見解もある。子が自活できる能力を取得するために必要な教育を受けることだけでなく、子には生来的に教育を受ける権利があり、これに対応して、子の能力の発達可能性を追求することができるように支援することも親に教育を受けさせる義務を課している理由の一つであるとして、扶養義務者である親の経済状態に照らして、高等教育を受けることが子の利益・福祉にかなう限り、親は大学卒業までの教育費負担を負うべきであるという見解である⁵²⁾。親の経済状態に照らして、高等教育費負担を義務付ける点において、生活保持義務の程度を求めているとはいえないが、子の高等教育費の負担問題を生活保持義務としての親の扶養義務に近づけて理解すべきという考えが示されているものといえる。最近でも、成年の子が相当の教育を受ける場合には、未成年子と同様の扶養義務を親に認めるべきとする案も示されており、注目される⁵³⁾。高等学校卒業後の大学・短期大学・専門学校への進学率が上昇している現状を考えれば、成年到達を理由に子の就学に関する経済的条件を大きく変化させることは妥当ではなく、子を社会的に自立に導くべき責任が親にあるとする見解である⁵⁴⁾。本来の扶養義務の終期が成年到達であるとしても、修学している子については成年に達した後も、親の生活保持義務としての扶養義務が余後効的に残っていると説明されている。

これに対して、子自身にアルバイト等による収入や奨学金取得の可能性があることから、親の扶養義務の範囲は生活扶助義務にとどまると理解す

52) 前掲・有地「子に大学教育を受けさせる親の義務」『教育判例百選（第3版）』51頁。

53) 前掲・野沢「親権法・未成年後見法・扶養法（3）扶養」家族＜社会と法＞33号84頁。

54) 前掲・野沢「親権法・未成年後見法・扶養法（3）扶養」家族＜社会と法＞33号88頁参照。

るべきであるという指摘は強い⁵⁵⁾。あるいは、生活保持義務と生活扶助義務の中間または限界線上の問題と指摘し、親の資力の許す限り大学卒業まで親の地位相応の生活費および教育費を負担することを認めるべきとする見解がある⁵⁶⁾。子が完全には自立していない状態で、親の経済力等に応じた負担を求める点では生活扶助義務的理解に近いといえる。

また、子自身に独自の収益や資産がある場合に、高等教育費の負担をどのように考えるべきかについては議論の余地がある⁵⁷⁾。子自身の資産・収益等の活用が将来的に考えた場合に、過大な負担とならない限りは自助努力の一つの手段として高等教育費の負担を子自身に求めることは適切だと考える余地はある。他の子との関係等も考慮すると、子に自己資産の活用を求めない場合には、親の資産・収入に限りがある状況で、親の負担を過大に認めることは、他の子の教育・養育に大きな影響を与えるおそれもある。したがって、個々の場合に応じてそれぞれの子の教育費負担のあり方を考慮していくべきことになろう。

(4) 親子の関係性について

本稿で取り上げた審判例では、ほとんどのものが、両親の離婚・別居後、子の大学進学等に伴って学費・教育費を父に請求するという形であらわれている。また、離婚時に高校卒業まであるいは成年到達までの養育費の支払いを約束していたことがうかがえる事案であるか、養育費の支払いが父に義務付けられていた事案が多い。そして、離婚後、親と子との間にほとんど交流がなく、場合によっては親が子の大学進学の実事すら知らなかったという事案もある。そのような状況では、扶養料の支払いを突然求められた親が不意打ち的な意識を持つであろうことが予測でき、扶養料の支払いに関するトラブルが生じやすいものと思われる。本来、親族間扶養の問題では、扶養料ないし養育費の請求については、要扶養状態の判断と扶養

55) 前掲・早野「親の子に対する学費負担をめぐる一考察」早稲田法学会誌 42 巻 406 頁。

56) 泉久雄「子の専門教育と親の扶養義務」『現代社会と民事法』（第一法規、1981年）167頁以下。

57) 深谷松男「未成熟子扶養法の基礎的考察」金沢法学 27 巻 1・2 号 234 頁（1985年）参照。

可能状態の判断を前提として算定されるべきものであり、親族間の交流の可否が考慮されるべきかどうかについては議論があるところといえる。たとえば、子や監護者である親の側からは何の説明もなく、一方的に養育費の請求のみがされた場合とか、子の教育に関して発言することすら許されない状況であった場合とか、扶養を求められた親に扶養義務の履行をためらわせるような事情があった場合に、それらの事情を全く考慮しないでよいのかという疑問が生じる場合はあるだろうし、それらの点を考慮する余地はあるといえる。あるいは、離別後の親子間に全く交流がなく、親子としての愛情や信頼感が双方に欠けているなどの事情がある場合には、それらの事情を全く考慮せず、扶養の可否や扶養料の額を算定するべきかについて疑問は残る。そのような状況を考えた場合に、親の扶養義務が軽減される余地があるのかという問題も無視することはできないだろう。

このような問題はこれまでほとんど議論されてこなかったといえる。この点に関連して、「親は未成熟子に対して親権の有無にかかわらず生活保持の義務を有するにしても、生活保持の義務者側にあっても、資産収入状況のほかに、離婚ないし親権者を定めた事情、親子の生活関係におけるつながりの親疎、他に扶養を要する者の存否一切の事情を考慮して、扶養の程度を定めるべきであり、生活保持義務者であるからといって資産収入状況にのみ呼応して常に均等の扶養義務を負担するわけではない」という指摘がある⁵⁸⁾。判例の中では、親子間の関係性を考慮して、扶養の可否を判断したものはほとんどないが、判例5では子を監護養育してきた母と父との間の交流が一切なかったことを考慮している表現がみられる。また、判例12の事案では、生活保持義務を認める基盤を親子関係が深い愛情と信頼の上に成り立つ親密な関係性に求められるとして、子が親に対して嫌悪感を抱いているような場合には、生活保持義務の前提が子によって破壊されているとして、親の扶養義務の軽減を認めるような趣旨を述べている。しかし、これらの事案では、親子間の関係性よりも元夫婦間のコミュニケーションのあり方の問題であるようにも思われる。そのほか、判例15は、成年に達

58) 前掲・於保編『注釈民法(23)』409頁〔明山和夫〕。

した子の学費や教育費を親が負担するのは親子の情愛に基づくものと述べている。この事案では、両親の離婚後に父子の交流が一切なく、子から進学に対する相談もなく、学費の分担依頼もなされていないという親子の状況を考慮すると、子の成年後の学費を当然に父が負担すべきとする特別な事情はないと判断されている。他方で、判例6や20のように、子の大学進学について義務者である父が同意していたという点を重視しているものもある。

親の子に対する扶養ないし養育責任の問題の一つとして考える限り、親子間ないし(元)夫婦間のコミュニケーションのあり方を重視して子の教育費・養育費負担の可否と範囲を判断するべきではないが、考慮すべき事情の中の一つの要素として位置づけることはできるだろう。しかし、その部分を過大視すべきではないといえる。

5 むすび

これまで見てきたように、公表された判例においては、ほとんどの場合、子の大学等の高等教育機関への進学に伴う学費や教育費について、離婚後ないし別居中の親が負担すべきとする判断が示されている。しかし、その場合の扶養義務の位置づけについては一致しているとはいえない状況である。子に対する親の扶養責任として考えた場合、とりわけ成年到達後の学費負担に関して、その扶養義務を生活保持義務と位置付けたとしても、一定の範囲で子自身の自助努力が求められていることは明らかであり、乳幼児から高等学校生までの本来的な意味での未成熟子に対する扶養問題とは区別されていると考えるべきであろう。

したがって、親の子に対する扶養の可否の判断および扶養料の算定に当たっては、生活扶助義務を前提とする判断に近いといえる。その際、判例においてはおおむね以下の点が考慮されている。まず、現在のわが国の高等教育機関への進学率がきわめて高い状態にあることを前提として、大学等への進学自体を特別な場合として考慮するのではなく、一般的な傾向として位置づけており、その社会的状況を前提として親の子に対する高等教

育費負担の可否を考えていることである。そして、子が希望する高等教育を受ける資質・能力を有している場合には、その意欲を尊重すべき一般的な義務が親にあることを認めているといえる。ただし、その場合でも、子が就労能力を有していることを前提として、親の扶養義務の範囲・程度を検討しようとしている。つまり、子の大学進学等に関する学費や教育費用の負担を検討するに当たっては、学費・教育費負担を求められる親の資産・収入額、離婚ないし別居後子を監護してきた他方の親の生活状況・資産・収入、子の進学に関する学費・教育費・通学費等の額、子自身が得ているアルバイト等の収入・奨学金の額などを考慮して、子の要扶養状態の有無、親の扶養可能状態の判断がなされた上で、親の負担が必要と判断された場合に扶養料の額が算定されている。さらに、扶養の可否を判断する際に、扶養を請求されている親の経歴・職業・社会的地位、子の能力・教育に対する意欲、大学進学等に関する親の承諾・合意を考慮していることが指摘できる。

現在の大学等の高等教育機関の学費・教育費の水準を考えると、勉学を中心とする生活を前提とする限り、子自身のアルバイト収入と奨学金だけでは、学費・教育費をまかなうことは不可能であり、単純化すれば、子が要扶養状態にあることは容易に推認できる。本稿で取り上げた判例の中では、子自身に独自の資産がある事案はなかったが、仮に子自身に資産がある場合には、その資産状況に応じて、子の要扶養状態が判断されることになるものと思われるが、子の学費や教育費について、自助努力でまかなえない部分について、父母双方の扶養義務が課されることになり、双方の親の資産・収入を基礎として、扶養料が算定されることになっているといえる。

子が高等学校卒業後、さらに大学等への進学を希望する場合、それまでの子の生育環境・家庭環境から進学が相応なものであるかどうかという事情が考慮されているという指摘もあるが⁵⁹⁾、それ自体を重要な要素として子に対する扶養義務の可否を判断することには抵抗がある。子が置かれている状況を判断する際、たとえば、両親が離婚したことによって、子が高等教育

59) 前掲・早野「親の子に対する学費負担をめぐる一考察」早稲田法学会誌 42 巻 418 頁。

を受ける機会に大きな影響を与えたと考えられる場合には、両親が離婚していなかったのであれば受けられたはずの教育機会を前提として学費・教育費の費用分担を考慮すべきという趣旨の指摘もある⁶⁰⁾。もちろん、親の側に子の大学進学を支援したいという意欲はあっても、現実的に経済的支援が困難な場合もあり、そのような親に対して扶養義務を課すことは酷である場合もある。そのような点からしても、子の高等教育に関する費用を一般的に生活保持義務として位置づけることは事実上困難といえる。しかし、一般的な親族扶養と同様な生活扶助義務として位置づけることにも違和感がある。そのような点を考慮して、現実的な対応としては、高等学校卒業後大学等の高等教育機関に進学した子に対する親の扶養義務は、生活保持義務と一般の親族扶養に対応する生活扶助義務との中間的な扶養義務として理解するのが望ましいのではないかと思われる。

60) 渡辺社「離婚後の未成年子の扶養に関する若干の問題（下）」ジュリスト 694号 121頁（1979年）。